



全国青年税連

東京都荒川区南千住 5-25-14
 電話 03(803) 2328
 税理士萩野弘康事務所内
 会 長 萩 野 弘 康
 副 長 藤 井 人
 広報部長 唐木田明雄

今年、統一地方選挙の年であるとともに、税理士会の方も二年の任期を終え、新役員選出のために全国的に役員選挙が行われる。関信会、東京地方会、北海道会などいくつかの無風地帯もあるようだが、東京をはじめ、大阪、名古屋など激しい選挙戦が展開されようとしている。

政策協定のともに

選挙を戦おう

青税連は、特定個人の後援会でも、選挙母体でもない。かといって、添田執行部のような制度問題で全く成果を挙げられない役員をいつまでもそのままにしておくわけにはいかない。

青税連は、税理士制度の発展と日常業務の研究や同志としての親睦を計る任意団体である。我々は、税理士制度の発展を強く望み、その発展を阻もうとする顧問税理士制度や付加価値税の導入に反対している。

長、添田会長と変わるたびに、我々の考える制度問題での後退は、目に余るものがある。商法問題や顧問税理士問題で、権力にこびるような屈辱的、無節操、無原則な敗北を続ける添田執行部に、税理士の将来を委ねることは断じてできないのである。

われわれは、会長や副会長、理事、支部長(部長)の選任に際してわれわれの制度問題に対する考え方とほぼ同じ人を、積極的に支援しなければならぬ。

日税連の一新で 制度の崩壊を防ごう

税理士会役員選挙に臨んで

会長 萩野 弘康

- (1) 税理士法改正では「基本要綱」を堅持する
- (2) 顧問税理士制度は、白紙撤回のために戦う
- (3) 付加価値税導入には反対する
- (4) 税理士会の民主化を果たす

(5) その他
 となっており、青税連の日常活動と一体のものが掲げられている。制度問題での前進を待ちとるためには、政策のしっかりしている誠実な人を選ばなければならぬ。勝つことばかりに力を入れて政策を骨抜きにしたのでは、選挙で勝っても、今の執行部と余り変わらぬ。

でも全会員の10%程度である。青税連が人事派閥的な存在であるなら、青税連の選挙戦における勝ち目は全くないのである。

前回東京税理士会の選挙結果をみて、添田二三九九票、波多野二二八〇票、その差僅かに一一九票という大接戦になりえたのは、敗れたりとはいえず、我々の政策が多くの会員の支持をえたとみるべきであろう。青税連、婦税連、専納協など幅広い戦線を結集して、納税者や国民の側に立つ税理士会をつくるために、われわれは、全力を傾注しなければならない。

将来に向けて団結しよう

税理士の資格取得が種々雑多であるため、その資格取得のコース毎に任意団体ができ、税理士会の会務運営を、より複雑にしている。任意団体がいくつできて、それぞれが正しく税理士制度の発展のために競い合うという状態ならば、かえって税理士会のためになるということも考えられるが、官庁出身者の桜友会(東京)が「税理士法改正基本要綱」の改悪を官庁の代弁者となって叫んでいること、或いは、公認会計士グループの第一税協も「基本要綱」の改悪を叫

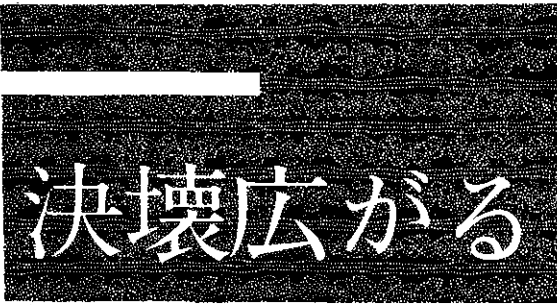
けぶなど、健全な税理士制度の発展を阻むような動きが見受けられ、税理士会に害毒をまき散らしている。青税連は官庁出身者にも戸戸を解放しているが、桜友会や第一税協では試験合格者の入会を拒否していることからみても、彼等は人事派閥的、官庁代弁者のセクトであると断ざるを得ないのである。それでも、個々の会員には良心的な人もたくさんおり、われわれは、その人達と話し合い、税理士制度の正しい発展のために、共に戦っていく努力を惜しんでほならない。法改正は将来に向ってなされるものであり、税理士の未来像について一致する一人でも多くの人と協調して目的表現を計っていかねばならない。

全青税の政策を単に選挙としてでなく、税理士の将来を採決する運動として深めよう。

それには、木村・添田の四年間いかに税理士制度が後退し、このためどれほど多くの会員が、不安と絶望に低迷したか、商法運動の収束と顧問税理士制度の了解による弊害を訴えよう。税理士が目覚めることによってこそ、はじめて制度は生きかえるのである。

神奈川県中小企業指導士の内容

周知のように昭和四十八年九月十一日、自民党の中小企業基本政策調査会の発表した「小規模事業対策の抜本的強化について」という政策に基づいた「小規模対策問題」に端を発し、日税連執行部はふりまわされたばかりでなく、商法問題と同じ妥協線に進み、日税連会長は、昨年十二月二十一日顧問税理士委属補助の実施についで、了解事項を取りかわしてしまつた。経過は日税連の指導性が全くないことを示した。



顧問税理士制度の地方版ともいわれるこの問題は「県が実施する中小企業の経営の診断を担当する者の範囲を定める要綱」により昭和四十八年十一月一日より実施されたもので県知事の要綱として県議会になんら諮ることなく作られたものであり、この要綱の作成には、元税理士会の役員のみ県議員が、積極的に動き、税理士会内部に名譽勲章の欲しい、真に顧問税理士制度、県の指導士の問題点を考えない会員がいるということば残念なことです。

指導士は現在の日当八千円という低いこともあって、この報酬だけではどうしても県の公共診断以外の経営相談など行うことになり経営相談と税務相談は密接な関係にあり、ニセ税理士の生れる可能性が多い点を神奈川県支部ではとりあげ、また神奈川県青税連でも、東京地方会の千葉、山梨にも影響し、全国の県でもまねて実施する恐れのあることを強調し、税連大会で反対意見をのべた。

支部、税連連と一体となり神奈川県中小企業指導士問題対策委員会が設けられ、神奈川県青税連も三名が委員となり、ニセ税理士の

温床となる恐れのある要綱を撤廃するため活躍しております。

他の行政団体もまねる

顧問税理士制度

税理士業務は、税理士だけが税理士法に基づいて行うことが出来るものとされていて、商工会議所等が、顧問税理士を置き、一人当たり数百軒を経営指導員に行わせ、めくら判を押すような制度は税理士法に違反し、国、地方公共団体が法を破り、民主主義のルール

顧問税理士制度の

重大な影響

岡崎 正光 (神奈川県)

をみだすことを自ら進んで行っていることになる。顧問税理士制度を実施することは、他の行政団体もこれをまねることは必然であり、申告納税制度を破壊し、納税者の権利を侵害することとなる。

附加価値税導入の可能性

商工会議所等の顧問税理士制度は、政府自からの失政の人気とりのため、小企業対策の美名のもと

にこれが発生したので、真に中小企業者対策を考えるなら課税最低限を引き上げればよいのである。これは附加価値税導入の布石であり、附加価値税は、悪税であるばかりでなく、最近の狂乱物価に拍車をかけ、二〇〇万円以下の申告所得納税者が七〇％強を占めているといわれる現在、税理士自身の税務業務の違反だけに反対するのでなく、納税者の権利擁護と税制、税務行政の民主化を唱える税理士が猛反対するのは当然のことと思ひます。

神奈川県における顧問税理士制度の動き

不況の中で活躍する商工会、商工会議所の経営指導員という大きな活字で昭和五十年二月一日No.一九〇号「県のたより」の二面に掲載され、その内容は、「相談は無料」「往診の感覚で」「金融相談がトップ」経営指導員はいろいろ相談を受けます。今月十六日から確定申告の受付がはじまります」など、店先で金融や税務の相談を受ける経営指導員というたい、経営者との応対写真や話などを掲載し、宣伝している。

会議所の顧問をしている税理士が三十五名おり、商工会議所等の顧問税理士制度が実施段階では三十三名とのことであり、体裁を変えた一本釣の横すべりになるのではないかと思われます。各都府県に（東京地方会では他会で支部単位を部会という）その動きはないが、青税連が部会等の部長をしている一部の部会では希望者を募つたり若手試験合格に割当てるなどしている。そして派遣税理士のニセ税理士行為をいかにチェックするか、派遣税理士の報告義務等の厳重な取締りをわれわれが進んで監視するという動きが見られる状況です。

商工会議所等の顧問税理士問題、神奈川県中小企業指導士等の一連の問題は税理士仲間では税理士業務には直ちに影響はなく、安閑としているので、われわれ青税連が、その根本的背景の反対意見をのべ、これらの制度は税理士法を無視し、真に中小企業者を救済するものでなく、税理士が自分達で自分達の首をしめるような制度の一日も早い撤廃を訴えるべきである。制度の発車に伴い、費用は国が二分の一、都道府県が二分の一を負担するということになつているので、私達青年税理士は地

「顧問税理士」で 制度の

一、日税連の「了解」をめぐって

日税連は去る四九年一月二二日「顧問税理士委嘱費補助の実施についての了解事項」に調印したが、これは十二月一八日の緊急常務理事会において、理事会に代位して決定したものに基つて行われたものである。

全税理士に甚大な影響を与え、税理士制度の根幹にふれるような重大事を決定するにあたって、理事会も開催せず、少数者の常務理事によって代位決議をすることは甚だ妥当性を欠いた処置と云

方議会对に反対決議するよう陳情することも必要であると思ひます。

日税連においても昭和三十八年頃締結した「三者協定」による国税局の指導下に行われていた外郭団体である青申会、法人会、税務

える。しかもその代位決議の表決数は賛成19、反対15であったとのことであり、賛成19のうち13は正副会長会の構成員で、それ以外の常務理事の賛成は僅かに六名に過ぎなかつたと伝えられている。

さて、日税連は前記「了解事項」調印のあとを受けて、「顧問税理士の派遣要綱 顧問契約の標準例等を各単位会に示達し

ているが、この「示達」は各単位会を当然に拘束する性質のものだからうか。

税理士法四十九条の十四には、日税連の設立目的等について規定があるが、この条文からは今回の「了解事項」及びそれを受けた「示達」に各単位会が当然に拘束される解釈は生まれてこない。大阪合同会において

も、理事会で「顧問税理士委嘱費補助の実施についての了解事項締結に伴う本会の取扱いに関する件」の議案の下に、日税連の方針

協会等で行われている小企業税務指導、又税務署の代筆応援などを税理士が、何故しなくてはならぬのか。

結果的に税理士が税務署の出先機関のように思われる原因となる

通り実施するか否かの討議を行っている。今回の日税連の「了解」は、各単位会にとっては、単なる「目安」程度の意味しかもたないものであつて、今後日税連執行部が、民主主義の精神を無視し、コンクナ手段で今回のような行動をとつても、会員はそのような決定には、ソッポを向くであらう。

顧問税理士問題を 追跡する

坂本 稔 男 (大阪)

これから各単位会の総会のシーンが訪れるが、税理士の命運を左右するようこの制度を、各会員がどのように考えるか、各単位会の執行部は来たるべき総会には日税連の「了解」とは関係なく、この制度そのものにいかに取り組むべきかを会員に問うべきである。

ことは止めるべきである。

そして税理士会自身の小企業税務指導所を設置し小規模事業者の記帳指導、税務指導を考へるべきである。そうすれば私達会員は積極的に参加するであらう。そして

二、税理士法との 関連について

税理士法五十二条には「税理士会に入会している税理士でない者は、税理士業務を行つてはならない」とあり、法人や団体が税理士を雇備して税理士業務を行うことは禁止されている。日税連の示達

の中では、この点について次の如く「通達」(中企庁長官通達)において「商工会等は税理士と包括的な顧問契約を締結して……」とあるが、顧問税理士は商工会等に顧問という身分で当該団体に所属して業務を行うのではなく、商工会等が行う小規模事業者に対する経営改善普及事業のうち、税務指導等に関し、税理士が委嘱を受けて当該小規模事業者に対して、自ら直接税務指導等を行うものであるこ

真の国民に信頼された税理士制度発展のために努力を惜むものではない。

そのためにも私達は常に職業専門家として研鑽を重ねる必要を感じる。

とに留意する。(基本的性格3)

要するに、顧問税理士は商工会等の斡旋を受けて商工会等の小規模事業者の税理士指導を無料で行ない、その斡旋を必ず受託する報酬として月額五万円を受け取るものとなる。一どうも法の取扱いが専門的すぎて一般人には到底理解できない。ただ、税理士会的首脳部の人々は、懸命に法の網の目をくぐって自分達税理士の首をしめる作業に手を貸していることのようなのである。

今後、この種「斡旋受託税理士」の派遣の要請は、銀行や証券会社、税務関連団体、政党関係の団体等から統々と申し出てくる可能性は充分あり、税理士制度に重大な影響を及ぼすものである。私達は日税連のこのような法本来の趣旨に反するような解釈にとらわれず、税理士制度を守るためにがんばらう。

日税連の一元化構想と 小企業納税者の問題

小 沢 岳 彦 (東京)

一、はじめに

「顧問税理士制度」のいわゆる「了解事項(案)」が審議された昭和四十九年十二月十八日の日税連常務理事会で「了解事項(案)」を承認することの条件としてその抜本的対策である「小企業納税者に対する税務指導方式の抜本的改善策(一元化構想)について(案)」(以下「一元化構想」という)なるものを早急に具体化する旨付帯決議され、各単位会に意見の聴取を求めたことから「一元化構想」の内容が明らかになった。「一元化構想」の詳細については、「税理士界」昭和五十年一月十一日号参照)

小企業納税者問題は、「顧問税理士制度」の説明によりますます混乱しており、この「一元化構想」は新たに大きな問題点を提起したのである。

この「一元化構想」には、現在の状態から考えて実現不可能というだけでなく、税理士制度そのものがますます税務当局の下請機関化されるといふ危険性があることを指摘したいと考えている。

二、実現不可能な「一元化構想」

「一元化構想」の内容は、「社会医療保険制度を参考に税務扶助の見地から、真に税務指導を必要としている小企業納税者のために「指定税理士」の制度を導入し、さらに「税務扶助法」のごとき立法を促進して、わが国における税務指導態勢の一元化をめざす。」(前掲「税理士界」一月十一日号)とされている。「一元化構想」は現在の日税連が「税務扶助法(仮称)」なるものを立法化できる力があるという過大評価と、「顧問税理士制度」問題で商工会、商工会議所の二団体を相手に力負けた内容の「了解事項」に調印している現実で、税務関連諸団体の中で主導権を握ることができるというまったくの幻想の中で生まれて

三、税務当局の下請機関としての一元化

一元化構想の趣旨によれば、「税務扶助の見地から、小企業納税者の税務指導方式に抜本的改善

を加え、短期間に実現可能な、かつ効果的な一元化構想を早急に確立する必要がある」としているが、現在の状態から判断して、この見解は、当然税務当局の介入を前提とするものであり、「一元化構想」でも「指導対象者の選定の困難性から税務当局の介入が必要と認められる」と述べている。

現に税理士会も税務関連諸団体も税務当局の指導監督下にあり、現在の実体を見れば、それは税務行政の下請機関としての一元化になることは明白であろう。

四、大阪国税局管内にみられる納税協力団体の一元化

「一元化構想」に示されている税務指導方式の一元化は、大阪国税局管内の納税協力団体が、組織の一元的運営を目指す方向と一致している。昭和四十九年のはじめ、山口宏大阪国税局長は、納税協会ブロック別懇談会において納税協会の組織の一元化に言及し、その具体化の一例として加古川税務署管内における「小企業納税者対策協議会」では小企業納税者の税務指導について、納税協会が中心となり、一元的な指導業務が行われるよう整備するとの方法をうちだしている。又奈良税務署管内において、税理士会を含めた納税協力団

体の一元化として、「奈良税務指導連絡協議会」なるものが活発な活動を展開していることを大西耕三郎会員が指摘し、それは「非常によく整備されており、あたかも民間税務署の如き体制をとっていることである。……この税務指導連絡協議会は、まさに税務署の下請機関として、税務行政の円滑と合理的運営に寄与するべき補完的機能を果そうとしているものであることが明白となる。」(「税経新報」一六二号二頁以下)と述べている。

「一元化構想」は、税務行政の便宜上、税務当局の下請機関を合理的に組織化しようとする納税協力団体の一元化に合せ、小企業納税者対策に、税理士の職能を利用される結果となるであろう。

五、小企業納税者の基本問題

小企業納税者問題は、「税務扶助」という観点から考えるべきでなく、この問題が発生する我國の税制上あるいは税務行政上の矛盾点を指摘し、解決することが小企業納税者問題の重要な点である。

我國の所得税の課税最低限は昭和五十年改正案で、夫婦二人の標準家庭の人的控除が、七十二万円であり、生活費課税の実体は、隠しようなない事実である。この

課税最低限の大幅引き上げを実施することによって、小企業納税者問題の多くは、解決するであろう。又申告納税方式の推進の役割を果す青色申告制度を、税務当局が、その普及率を競走させるように、強引な青色申告の勧奨を行い、記帳能力の乏しい納税者まで青色申告者に仕立てあげ、いわゆる白色申告者を白眼視するような行政を行ってきた結果が、小企業納税者問題につながっているのである。マル秘の標準所得率を公開し、その妥当性を国民的立場から検討し、そこで決定された標準所得率によって申告できる制度を早急に確立し、記帳能力の乏しい納税者が、自主計算し、自主申告できるようにすべきである。

六、「独占業務」の矛盾

現在の小企業納税者問題において、税理士の業務独占権が、一方で、納税協力団体に侵害され、それを守るための大義名文が、又業務独占権である。事実上ないに等しい業務独占権にしがみつかず、小企業納税者問題の真の解決には、「三者協定」「了解事項」を破棄すること、小企業納税者対策の基本原則を廃棄し、納税者の立場に立った税制、税務行政の民主化に進むべきである。

二・七決起大会と

税理士法改正の今後の方向

税理士法対策特別委員長 稲垣浩司

税理士制度を「国民のための制度」として確立しようという大会スローガンのもと、全国税理士会員二千名を動員した、日税連及び税政連主催の「税理士法改正推進総決起大会」は、冷雨の降るなか九段会館会場で、盛況裡に終了した。

昨年の暮より、全国各地で税理士法改正決起大会が開催され、各単位の盛り上りそのままに全国大会が開催された。これも、日税連の税理士法改正対策運動計画大綱の第一段階に該当する運動なのか明白ではないが、法改正の同大綱には、第二、第三の段階がありその道は遠いといしかいえない。しかし、法改正が手の届く範囲に近づきつつあるような感じはあるが、予断は許されないとはいえる。全青税として、どのような行動を起したらよいか、法改正への問題点を列挙しつつ、参考に供したいと思います。

(1) 法改正についての盛り上りの

環境をつくるため、このような大会を税理士会内部だけで何回開催しようとする無意味である。巨額の経費をかけて開催したとして、そのことだけの意義は認めても、長期にわたる法改正運動の過程では関連性を持った大会に仕立てなければ効果は薄いということである。盛り上りの波を結びつけてこそ、強力な大会となる。

このためには、法改正の長期及び短期の計画を具体的に策定し、一般会員に公表し、一致団結して運動を推進していくことが重要であると考える。前述のごとき法改正の大綱があっても、一般会員がどのような計画にさしかかっているのか、現状の把握さえ全くできない。上層部がいくら議員対策だ、月例朝食会だといっても、活動が活動だけで終わっているのなら同様に無意味である。法改正の長期、短期計画の樹立と一般会員への公表、さらに行動の指針とを明確にすることを希望する。

(2) かりに、立派な計画が完成しても、元手がなければ何もできないことは、自明の理である。基本要綱という、改正の目的物はすでにでき上っているのであるから、政府提案か議員提案かという基本方針が決められないため、何もできないという考え方は捨てて、両案のいずれかをとつても、絶対必要な資金はいくらなのか。決して困難な計算ではないと考える。難しいのは、むしろ資金を集める方法ではないだろうか。

神奈川青税の二十億円基金運動は、五千円ずつの掛金で二年積立て、すでに十二万円が定期預金として用意されている。参加した会員には、青税会員以外の会員も多数含まれている。このような具体的事例があるのであるから、日税連で全国的に採用できる方法を作って欲しいと思う。必要なとき、すぐ集められるように会員一人一人の理解を高めることが法改正の近道ではないだろうか。

(3) 法改正に対する一般会員の関心度は、改正の必要性は認めても具体的行動という面で全く欠けているといわざるをえない。税理士は多忙で、寸時も休めない職業であるから、会務への参加はなるべく避けているという傾向があり、

割当てだから大会へいく、責任があるからいくという意識では、本末転倒である。税理士法など他人の法律であるかのような無関心税理士を払拭し、下からの盛り上りによる大会が開かれるようになってこそ、真に血の通った大会として一般大衆の関心を引き起こすことができるであろう。

過去の大会参加者も部会では割当てであったが、参加希望者多数のうちに割当てるのが本来の姿であり、この逆の現象で、参加者がれてよかったというのでは、何の法改正であろうか。税理士の社会的地位は自分達の行動により勝ちとるのであるという意識をもたせる施策を考えてみたい。例えば、税理士法研修会を部会単位で開催し、基本要綱の読み直しと、法改正方法の討論会等を開催することなどは収獲あるものと思われる。

(4) 次に、税理士及び税理士会に殆んど縁のない、一般大衆まで協力を求めるような税理士法改正運動の方策を、考えなければならぬ。

と与えることがあり、この点が法改正にとって不利益であることはまず確かである。深い知識もない一般大衆は、このことから端を発し、税理士の数の問題にまで及ぶこととなり、発言すれば余計弁解じみて、身のおきどころもなくすという結果を招来することとなる。

小企業指導の実態を良く知っている末端の会員達は、継続記帳指導の実績から、やることの無意味さを常に経験しているのである。しかし、世論を興すためには、小企業指導は、欠くべからざるものであり、有効な指導のできるような制度へ再検討する必要がある。法改正の立場からも必要である。一般大衆に関係のある税制に対し、建議機能を高めることも有効であることをつけ加えたい。

最後に、日税連の商法問題を含めて、運動の欠陥がもちこされている。法改正を進めていくうえで、再び、意見の割れていく傾向があり、基本要綱一本でまともていく必要がある。日税連のとつた、首尾一貫してない行動に改革を望み全青税として独自の改正計画大綱の作成が有意義であろう。

付加価値税反対の運動と

国会の反響

付加価値税対策特別委員長 藤 山 勇

パンフの作成

昨年来、全青税は全国婦人税理士連盟(以下婦税連)と協力し、付加価値税の研究を続けてきたが去る三月十六日「付加価値税とあなた」と題するパンフレットを発行することができた。

これはこの税のもつ多くの問題を点を平易に解明し、これを読んだ人は誰でも、どこでも、付加価値税の恐しさを説明し、創設反対を訴えられるようにしたものである。

折しも二月二十八日の新聞は、三木首相が付加価値税を昭和五十一年から実施したいという大蔵省の意向を了承したと報道した。

顧問税理士制度が、付加価値税創設の布石の一つであることは、

我が全青税が早くから指摘したところであるが日税連と商工会議所等の調印後間もなくこの報道があったことは、全青税の指摘が正しかったことを裏書きしたものと見えよう。然もその数カ月後には四

次防以後の防衛計画を検討する機

関を設置するという防衛庁の方針が発表され、付加価値税は高福祉のための財源とはいふものの、衣の下の鎧がちらりと見えた感じがなきにしもあらずであった。

国会の反響

そこで婦税連と全青税はできたばかりのパンフレットを運用して国会陳情を行った。

三月二十七日午後一時、衆議院第一議員会館ロビーに集合した両連盟の会長以下二十数名は、衆議院第一、第二議員会館にそれぞれ二班ずつ、参議院議員会館に二班の計六班にわかれ、大蔵委員会または商工委員会所属の議員を重点として、各党議員に陳情を開始した。

各班とも二時間半位の間にそれぞれ三十数名の議員に陳情した後衆議院第一議員会館応接室に集合し、班別に陳情の結果を報告した。

衆議院では丁度本会議が開始さ

れたところであり、又参議院では大蔵委員会と商工委員会が開催中であつたため、各班とも議員に直接面談できた例は少く、結局議員秘書に説明し、陳情書とパンフレットを手渡しして終つたが、各班共通していたのは自民党議員は「付加価値税は大変な税なので、そう簡単には実施できない、大蔵省もすぐにやるつもりはあるまいから安心してよい」というようなことをいって、反対運動に水をさす感じであつたこと。

社会党、公明党、共産党の各議員は「党として断固反対をしているので国民の皆さんも頑張つて下さい」とはつきり意志表示があつたこと。

民社党議員も「私達も皆さんと同じ考えですから」と我々の陳情の趣旨に賛成してくれたこと。

議員秘書で付加価値税の悪税たる所以をよく理解していたのは共産党議員秘書であつたこと、等である。

班別報告の最中に社会党議員が多忙の時間をさいておいでになり、入れ替りに共産党の小林政子議員も見えられた。両先生とも、婦税連、全青税の活動を高く評価し、このパンフレットも大変時宜を得たもので、付加価値税反対を

是非とも国民運動として盛り上げるために闘つて貰いたい、国会内でも一層の努力を払つて頑張るの、専門家として、又家庭の主婦として今後も協力を願いたいと激励と共に力強い挨拶があつた。

小林議員退席の後更に報告を続けたが、付加価値税と税理士の立場はどういう関係なのか、また商法改正反対運動の経過を意識してか、付加価値税反対といつても税理士会全体ではどうなのか、と逆に質問を受けたことも報告された。

小企業も反対に自民も関心

また、我々税理士の関与先たる中小企業者の多くが自民党を支持しているけれど、その人達も付加価値税が実施されると高負担を強いられるので付加価値税創設には反対しており、この点自民党としても慎重に考慮して欲しいと説得力ある陳情を行った例も報告された。

陳情をして感ずることは、自民

党が国会で多数を占めている以上、政府が法案として付加価値税を上程すれば成立するであろうから、上程する前に国民的規模で反対運動をまき起し、国民の合意として政府、自民党に迫る必要があるということだつた。

税の専門家として、また納税者の權益擁護を推進せんとする税理士法改正基本要綱の立場からも、大衆課税そのものの付加価値税には何を措いても反対しよう、これからも国会陳情は勿論、あらゆる機会をとらえて付加価値税創設反対を訴えようと、参加者全員が決意を新たにして午後四時過ぎ散会した。

なお当日反対陳情の趣旨は次の通りであつた。

- 一、一般消費税たる付加価値税の新設は、狂乱物価を招くことになるので反対である。
- 一、大衆課税となる付加価値税は、税負担の逆進性を強め不公平を増大させる結果となるので反対である。
- 一、煩瑣な記帳申告義務を強いられ、中小企業はその負担にたえられないので反対である。
- 一、中小企業においては税の転嫁が困難で、大企業との格差を増大させる結果となるので反対である。
- 一、国犯法による税務調査が横行し、健全なる申告納税制度とそれを支える税理士制度を崩壊させる結果となるので、反対である。



冬中、雪の降ることさえめずらしい名古屋近郊で、前夜来の大雪(積雪十七センチ)で明けた二月二十三日の日曜日、名古屋市の西隣愛知県稲沢市の国府宮は、天下の三大奇祭といわれる恒例の厄落し「はだか祭り」にわいた。「はだか祭り」の当日はなぜか「寒い」の言い伝えの祭りだが、十センチを超える積雪は、終戦の年以來

三十年ぶりのことで、見物の人たちは寒さにふるえながら、裸男の乱舞に酔った。不況風を吹っ飛ばし、厄を落さんとする参拝客や、裸男の激突、そして冷水を浴びて、もみ合う裸男の勇壮な祭りを一目見んとする見物客が、朝のうちから降りしきる雪の中を続々と詰めかけ、同神社の参道わきの通路は人、人、人。

銀世界に裸像の乱舞

— 国府宮はだか祭り —

岡崎 信之 (名古屋)

全青税
お国
めぐり

午後からは天候も回復し、青空がぞくと、人出はグングン伸び午後二時頃には境内、参道わきの通路は身動きできないほどの人で埋まった。地元稲沢署警備本部の調べでは、人出が約二十六万人、裸男が約八千人で、いずれも史上最高を記録したということである。

そもそも、この祭りは三日三晩おこもりをし、身体を清めた神男にふれると、一年厄災から逃られるという祭りである。

午後三時過ぎには、各地区ごとに寄せ集められた厄落しの「難追ぎれ」を結んだ竹ササを抱えた裸男の集団が参道から境内に練り込み、次々に本殿に奉納、神男の出番を待つ。

午後四時、参道は約八千人の裸男で埋まる。裸と裸が音をたててぶつつかる。手オケの水がザッザツと、その裸の群れにかけられる。水は、裸と裸のぶつかり合う熱気で、瞬時にして蒸発、湯煙がもうもうとあがる。

午後四時十分、いよいよ神男の登場、鳥居わきから国府宮鉄鉢会(てつぺつかい)の「親衛隊」に守られた神男がとび出して祭りはクライマックス。「ワッ」とただ一人の神男めがけて約八千人の裸男が少しでも神男

の体にふれんものと飛びかかるのだからスサマジイ。まさにスサマジイの一言につきる。裸の群れが神男めがけて波打ち、うねる。冷水を浴びた裸の膚はピンクに染まり湯気上がった。「男の祭り」に感嘆の歓声があがる。

午後五時前、神男が群れから、やっとのがれ、難追殿にさがり込むと、裸男たちの歓声がひととき高くあたりを包み、祭りは終った。まさに裸像の乱舞、勇壮な男の祭りであった。

「国府宮はだか祭り」について国府宮神社発行のパンフレットによりながら、以下に御紹介して、私の不十分なルポを補わしていただきます。

「はだか祭り」は一般的呼称であって、正式には「難追神事」といい、毎年旧正月十三日に行われる祭事であり、神護景雲元年(約一二〇〇年前)称徳天皇の勅命により悪疫退散の祈禱が各国で行われた時、尾張国司が総社である「国府宮神社」において行われた祈禱が、難追神事となって伝わったといわれています。

現在では、旧正月二日に祈禱と神籤によって志願者の中から唯一人の難負人(一般には神男)を決

めます。同十一日早朝、土餅といつて、神灰を包み込み、外も真黒に灰をぬった餅を官司自らがつき神前に飾ります。これはあらゆる罪穢をつき込んだものとされ、夜、難追神事に難負人に背負せて追放します。そして難負人はこの日から三日三晩難追殿に入って参籠するのです。

同十三日「はだか祭り」の当日は、早朝から厄除けの祈禱者が群をなして社殿につめかけ、厄除けの護符の「なおいぎれ」やお守を受けます。「なおいぎれ」とは、神男が厄を一身に引受けるものと信じて、自ら裂いて、祈禱をこめた信仰的な布ぎれであって、神社においてのみ授与しています。

午後ともなれば、裸男が群をなして威勢よく「なおいぎれ」を捧げて拝殿へ駆け込みます。これは裸になれない老若男女が氏名年令等を書いて祈念を籠めた布を結び付けた青竹で、裸男が身代りとしてかつき込み、厄除を祈願してやるのです。午後三時、本殿において難追の祭典が行われてから、裸男は御鉄鉢を拝んで、裸男の群の中へ飛び出します。

裸男達は、この神男に触れて厄を托し、厄を落そうと神男に突進するのです。